

協議会だより

Vol.79 (2026年5月18日発行)



長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

令和8年度の活動が始まりました

4月から新年度の活動がスタートしました。

活動組織においては、通常総会を開催し、役員の変更により新体制になった組織もあると思いますので、**新役員への引継ぎを適切に行うようお願いいたします。**

年度初めは、転用された農用地の把握、長寿命化の活動で更新などを行った施設の譲渡など、必要な手続もありますので、計画的に実施してください。

近年、活動中の事故が増加傾向にあり、7年度に全国で発生した事故件数は233件と前年度を上回っています。死亡事故も過去最多の10件発生しているため、**作業時の安全管理をしっかりと行うようお願いいたします。**

また、作業前には、傷害保険及び賠償責任保険への加入も忘れずをお願いします。「活動の手引」30ページから32ページを参考にしてください。



適正な組織運営のお願い

会計事務においては、活動組織の役員の皆様が、金銭出納簿の作成、領収書の整理、通帳の管理などご苦勞いただいていることと思います。

近年、他県において、事務受託者による証拠書類の改ざんを伴う交付金の私的流用が長期間に渡り行われていたという事案がありました。



この不適切な事案では、次のことが判明しています。

- ① 長年1人で金銭出納を担当し、通帳・印鑑も1人で管理していた。
- ② 事務受託先で担当者以外の者のチェックが実施されていなかった。
- ③ 事務受託者に会計事務を任せきりで、監査において通帳や領収書等の原本のチェックが不十分であった。

多面的機能支払交付金の活動は、国、県、市町村からの交付金によるものなので、活動組織においては、組織運営の重要性を踏まえ、次のような対応をお願いします。

- ① 原則として、通帳、印鑑は、別々の者が別々の場所に保管すること。
- ② 会計事務（金銭の出納）は、複数人で確認する体制とすること。
- ③ 会計監査（領収書、振込受領書、通帳等の確認）を年1回以上適切に実施すること。
- ④ 会計監査において、金銭出納簿の内容を通帳、証拠書類の原本で確認すること。
- ⑤ 毎年度、総会等で、収支総額のほか費目ごとやその内容の詳細がわかる形で、構成員に会計報告を行うこと。

ポイント1 構成員の合意形成をしっかりと行いましょう

○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は、総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

1. 活動内容について
毎年度話し合う



2. 話合いの記録
を作る



3. 決まった内容は、
書面で全員にお知らせ



○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

もし合意形成が
不十分だったら...

不透明な運営

不正やもめごと
の発生など



最悪の場合
交付金の返還に
なることも

ポイント2 役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう

○活動に伴う金銭の出納、
工事発注などは、複数の
役員で、その内容を確認
しましょう。

○工事発注を行う組織は、
業者の選定方法を内規
に定め、それを守って対
応しましょう。

○毎年度の決算では、監査
役による監査を確実に
行いましょう。

会計の負担を減らすため、
毎月他の役員も必ず
原本を確認するよ。

会計は、毎年度
担当を替えているよ。

通帳からの引出しには、
私が管理する印鑑
が必要だよ。



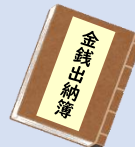
確認



確認・決裁



印鑑は
通帳と
別人が
管理!



確認は
必ず
原本で!

監査



監査は、
総会前
に時間
をかけて
確認
するわ。

報告

「みどりチェック」チェックシートの一部変更

令和7年度から「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」のチェックシートの提出を求めています。令和8年度から、名称及び様式の一部が変更になりました。

<令和8年度の主な変更点>

- ・「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」の名称を「環境配慮のチェック・要件化」に変更
- ・チェックシートの名称を「みどりチェック」チェックシートに変更
- ・項目の⑤を⑥に統合、⑬を⑭に統合し、項目数を14から12項目に変更
⇒ 判断基準となる取組内容も統合され、一つ以上実施すればOK
- ・関係法令の変更に伴い、対象法令の記述を変更

なお、7年度に提出済の活動組織は、新たな様式で提出し直す必要はありません。

7年度に提出したチェックシートの報告時には、統合された⑤及び⑬に斜線を引くか空欄にして提出してください。



チェックシートの記入方法（令和8年度以降に提出する場合）

様式第1-11号（新様式）

申請時記入日：令和 8年 6月
報告時記入日：令和 年 月

多面的機能支払交付金 「みどりチェック」チェックシート

組織名：〇〇〇〇保全会

	(1) 適正な施肥	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
①	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
③	「多面支払」(※2)の活動で農業を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農業の適正な使用・保管	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農業の使用状況等の記録・保存	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) エネルギーの節減	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑤	活動組織又は広域活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑥	全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く） 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

①②みどり加算の取組を実施する組織は、「します」にチェックします。記入例は、取組を実施しない場合です。

③交付金の活動で、農薬（除草剤を含む）を使用した除草や害虫駆除を実施する組織又はみどり加算の取組を実施する組織は、「します」にチェックします。記入例は、取組を実施しない場合です。

④みどり加算の取組を実施する組織は、「します」にチェックします。

⑤作業機械※を所有している組織は、「します」にチェックします。記入例は、個人所有の機械とリース機械のみで活動している場合です。
※草刈機、チェーンソー、ポンプなど財産管理台帳又は備品台帳に掲載した機械

⑥全ての組織が「します」にチェックします。資源向上支払の交付のみの組織も、農地維持活動を実施しているため該当になります。

※1 P7の環境負荷低減の取組（みどり加算）
＜多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の（1）のウのdの活動＞
※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑦ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	/	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑧ 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 環境関係法令(※3)の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑩ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	/	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	/	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める	/	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑦ 全ての組織が「します」にチェックします。

⑧ 交付金の活動で農薬(除草剤を含む)を使用した除草や害虫駆除を実施する組織は、「します」にチェックします。
記入例は、交付金の活動で、農薬を使用しない場合です。

⑨ 生態系への影響が想定される作業や工事を実施する組織は「します」にチェックします。
土地改良事業は、環境との調和に配慮することが必須です。生態系保全や長寿命化工事に取り組む組織は、該当する可能性があります。

⑩⑪⑫ 全ての組織が、「します」にチェックします。

※3 対象となる環境関係法令は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)並びにこれらの法律に基づく命令

【該当項目早見表】

対象となる活動組織・広域活動組織	チェックシートの該当項目
❑ 全ての活動組織・広域活動組織	⑥ ⑦ ⑩ ⑪ ⑫
❑ 環境負荷低減の取組(みどり加算)を実施する活動組織・広域活動組織	① ② ③ ④
❑ 農薬(除草剤を含む)を使用した除草や害虫駆除を実施する活動組織・広域活動組織	③ ⑧
❑ 作業機械を所有している活動組織・広域活動組織(個人所有の機械やリース機械は対象外)	⑤
❑ 農村環境保全活動において「生態系保全」に取り組む活動組織・広域活動組織	⑨
❑ 生態系への影響が想定される作業や工事を実施する活動組織・広域活動組織	

事務研修会及び技術研修会の開催

市町村及び活動組織を対象とした事務研修会及び技術研修会を開催します。実施期間は、6月から12月までを予定しています。

市町村ごとに、研修項目と実施時期を調整していますので、日時が決まりましたら参加をお願いします。

■ 事務研修会

研修項目【①から④の中から選択】

① 多面的機能支払交付金の概要

交付金の目的・構成・単価、活動の流れ、活動項目及び活動内容、総会の開催、交付金の支出に関するガイドライン

② 活動の実施及び記録

総会の開催、交付申請、活動の記録、金銭の管理、実施状況の報告、活動におけるマッチング

③ 事業実施における手続

財産の管理、実施状況の報告、地域資源保全管理構想の策定、事業計画の変更、交付金の返還

④ 外部発注工事

契約までの進め方、現場確認及び完成検査、書類

+

研修項目【必須】

⑤ 作業時の安全管理

事故の発生状況、事故の事例、草刈り作業の留意点、保険の加入

研修項目（特別）

⑥ 活動組織の設立

交付金の目的・構成・単価、活動項目及び活動内容、交付金の使途、事業計画書の作成、設立総会の開催

⑦ 活動組織の広域化

広域化の要件、メリット・デメリット、スケジュール

■ 技術研修会

研修項目

① 点検・機能診断（講義）

点検・機能診断、年度活動計画の策定、コンクリート水路の機能診断

② コンクリート水路の目地補修（講義）

コンクリート水路の機能診断、補修工法の選定、材料、施工手順

③ コンクリート水路の目地補修（現場実習）

現場での講義（材料、施工手順など）、現場実習（試験施工、作業体験）

役員変更のお知らせ

令和8年4月1日付で、協議会役員（監事）が変更になりました。

役職	組織名	職名	氏名
会 長	長野県土地改良事業団体連合会	常務理事	平林 孝保
副会長	長野県	農業政策課長	井浦 慶久
	長野県農業協同組合中央会	常務理事	中塚 徹
監 事	長野県農業会議	専務理事兼 事務局長	小林 茂樹 (伊藤 洋人)
	長野市	農林部長	村井 善晃

協議会ホームページがスマホでも簡単に閲覧できます

協議会のホームページを、スマートフォンやタブレット端末でも簡単にご覧いただけるよう仕様を変更しました。

スマートフォン等で、右のQRコードを読み取っていただくか、「長野県多面的」で検索してください。

外出時や現場でも、「活動の手引」や研修会資料などをすぐに確認することができます。



協議会ホームページ

協議会では、多面的機能支払交付金に関する質問や相談をお受けしています。お気軽にお問い合わせください。

発行 長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

事務局 柳澤、柄澤、小田切
 電 話 026-219-6351
 ファクシミリ 026-219-6352
 電子メール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp
 ホームページ <http://www.nagano-nouchimizu.net/>